

蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱の手続き

【耐震改修に着手する前に】

蕨市では、2階建て以下の木造建築物(プレハブ住宅等を除く)について、無料で簡易耐震診断を実施していますが、専門家(建築士)の耐震診断(財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断又は精密診断)による安全性の総合評価が1.0未満の建築物について、総合評価が1.0以上になるように建築士が耐震改修の設計を行ったもの。改修工事を行う前に、建築課建築開発指導係にご相談下さい。

【手続き】

耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)を提出して下さい。

耐震改修工事を依頼する業者が決まりましたら、耐震改修を実施する前に**耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)**へ要綱第7条に掲げる必要書類を添付のうえ、建築課建築開発指導係へ提出して下さい。

添付書類：蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱第7条による。

- (1) 登記事項証明書等、補助の対象となる建築物の所有者及び確認年次が確認できるもの
- (2) 建築士による耐震診断の結果報告書
- (3) 建築士による耐震改修計画書等、耐震改修の内容がわかるもの(耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等)
- (4) 耐震改修工事の見積書(耐震補強に係る部分の見積り)
- (5) その他市長が必要と認めた書類

耐震改修補助金交付適合通知書(様式第2号)によりお知らせいたします。

申請書について審査その他必要な調査を行い、適合と認められた場合は、補助金交付予定額を決定し、**耐震改修補助金交付適合通知書(様式第2号)**により申請者(以下「補助対象者」という。)へお知らせいたします。

耐震改修工事
工事着手届(様式第4号)
を提出して下さい。

耐震改修補助金交付適合通知書を受け取られた後に、耐震改修工事に着手し**工事着手届(様式第4号)**を市長に提出して下さい。

※申請内容等を変更される場合、又は耐震診断を中止されるといった事情が生じた場合、速やかに建築課建築開発指導係までご連絡下さい。

耐震改修完了報告書(様式第7号)を提出して下さい。

耐震改修工事終了後、速やかに**耐震改修完了報告書(様式第7号)**へ要綱第11条に掲げる必要書類を添付のうえ、建築課建築開発指導係へ提出して下さい。

添付書類：蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱第11条による。

- (1) 耐震改修工事費用内訳書
- (2) 耐震改修の内容がわかる工事状況写真
- (3) 耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可証の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

耐震改修補助金交付確定通知書(様式第8号)によりお知らせいたします。

報告書の審査を行い、適正に耐震改修が行われていることを確認し、補助金額を確定した後、**耐震改修補助金交付確定通知書(様式第8号)**により補助対象者へお知らせいたします。

耐震改修補助金交付請求書(様式第9号)を提出して下さい。

耐震改修補助金交付確定通知書を受けた後、**耐震改修補助金交付請求書(様式第9号)**により補助金を請求して下さい。

補助金の交付

※補助金交付後、補助金の交付に関し不正等が発覚した場合、補助金の返還を求めます。